

## 2. 果実対策事業計画

### (1) 事業の概要

平成30年産うんしゅうみかんは、隔年結果によるおもて年・うら年の産地が混在するものの、相対的にはおもて年傾向の様相を呈するものと見込まれ、高品質果実の安定生産を維持するためには、早期摘果による適正着果対策等のおもて年の生産対策を基本に、着花量園地・樹体を考慮したきめ細かい基本管理が必要である。

また、近年、気候温暖化に伴う異常気象が頻発し、うんしゅうみかんの生育相に不利な気象条件が発生しやすくなっていることから、生育阻害要因をできるだけ排除するような基本対策が必要である。

適正生産に向けた基本対策に取組み、高品質果実の安定生産に取組むために、(公財)中央果実協会(以下「中央果実協会」という。)、長崎県、長崎県果実生産出荷安定協議会等関係機関と連携し、次の事業を実施する。

### (2) 事業の実施内容

#### ①需給調整対策事業

平成30年産うんしゅうみかんについては、高品質果実の計画的出荷を前提に、全国段階、県及び産地段階で生産出荷目標を策定し、計画的な生産出荷に取り組むこととする。

#### ②果実需給安定対策事業

##### (ア) 果実計画生産推進事業

長崎県段階で定めた「平成30年産うんしゅうみかんの適正生産出荷の目標」を達成するため、中央果実協会の定める「平成30年度業務実施方針及び業務実施規程」に基づき、農協等が事業実施主体となり、摘果の推進指導など計画的生産出荷に対する指導の取組を支援する事業である。その実施方針に基づく農協の実施計画の承認、負担金造成、実績確認、補給金交付は本会が実施する。

##### (イ)緊急需給調整特別対策事業

うんしゅうみかんの出荷において、①、②(ア)で計画的生産出荷への取組みを的確に実施したにもかかわらず、一時的な出荷の集中により、全国的に価格の低下が顕著な場合又は価格の低下が確実に見込まれる場合に、生食用として出荷を計画している果実のうち、価格低下の主因となるおそれのある果実を緊急的に加工原料用に仕向ける措置を支援する事業である。(支援を受けるためには、適正生産出荷目標の配分を受けていることが必要)

対象期間、配分数量、規格、推進体制等については、長崎県果実生産出荷安定協議会において「長崎県緊急需給調整事業実施方針」を定めることとなるが、その実施方針に基づく農協の実施計画の承認、負担金造成、実績確認、補給金交付は本会が実施する。

また、需給調整に係るコスト上昇を踏まえ、平成28年度から44円/kgに補給

金単価が見直された。

③果樹経営支援対策事業(～平成31年度まで実施)

産地計画に基づく、担い手や産地が前向きな取組「優良品目・品種への転換(かんきつ、びわ等の改植、高接)、園地整備等」に対して支援する事業である。

また、整備事業の定率補助メニューのうち「3戸以上農家が集団で実施する園内道整備」については、県及び市町の上乗せ補助制度が平成20年度から実施され、本年度も引き続き、県、市町、農協と一体的に事業を推進する。

上記以外の整備事業「かん水、防風設備等」及び推進事業「担い手支援情報システムの構築、大苗育苗ほの設置等」についても産地計画に設定した目標を達成するため、関係機関と連携し、推進を図る。(補助率50%以内)

【優良品目・品種への転換のうち、改植の補助内容：定額補助】

- |                     |                |
|---------------------|----------------|
| ・かんきつ類からの改植         | 補助率：定額23万円/10a |
| ・落葉果樹等(びわ、ぶどう等)への改植 | 補助率：定額17万円/10a |

④果樹未収益期間支援対策事業(～平成31年度まで実施)

上記③により、優良品目・品種への改植を実施した後、収穫できるまでの果樹未収益期間に要する経費の一部を補助する事業である。

【補助内容：定額補助】

- ・下限面積：5a(第1次、第2次計画の合算不可)
  - ・補助率：定額5.5万円/10a×改植の翌年から4カ年(初年目は④で支援)
- ※③と④(4カ年分22万円/10aを一括支払)合算して補助金が支給される。

⑤県推進事務費補助金

果樹に関する情報収集・調査を行い、果実需給安定対策等の果樹対策の円滑な推進を図り、果樹産地の活性化等を推進するために必要な経費の一部が県推進事務費補助金として、中央果実協会から交付される。これには、長崎県果実生産出荷安定協議会に対する補助金も含まれている。

⑥全国果樹技術・経営コンクール

先進的な果樹農業者の努力の経過及びその成果に優れた生産者等を顕彰するとともに、その事例を広く紹介し、果樹農業の新たな発展に資する事を目的に開催されている。

⑦その他、中央果実協会の業務方法書に基づいた事業について実施する。

(3) 会員に対する指導、情報提供

①果実需給安定対策事業等の事業説明及び果樹経営支援対策事業の果樹産地協議会実務担当者研修会等を開催し、業務推進及び周知徹底を行う。

②中央果実協会及び関係機関からの情報を提供する。